

定 款

KIYOラーニング株式会社

2022 年 3 月 24 日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、KIYOラーニング株式会社と称し、英文ではKIYO Learning Co. , Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 通信教育教材の企画・制作及び販売
- 2 電子書籍等デジタルコンテンツの企画・制作及び販売
- 3 インターネット等ネットワークを利用した通信教育業務
- 4 インターネット等ネットワークを利用した教材等の通信販売業務
- 5 インターネット等ネットワークを利用した商品の販売システムの設計・開発・運用及び保守
- 6 インターネット等ネットワークを利用したビジネス及び教育等に関するコンサルティング、並びに情報提供サービス
- 7 インターネットによる動画等の配信に関する企画、制作、販売及び管理業務
- 8 資格取得等を目的とした学習教室の提供及び情報交換を目的としたイベントの開催
- 9 企業・教育機関における人材育成のための教育研修、コンサルティング及び販売仲介又は代理に関する業務
- 10 電気通信事業法に基づく電気通信事業その他通信に関する事業
- 11 有料職業紹介業
- 12 ベンチャーキャピタル・ベンチャー企業に対する投資及びその養成
- 13 有価証券の取得及び保有
- 14 投資事業組合財産の管理及び運用
- 15 経営コンサルタント業
- 16 子会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
- 17 ソフトウェアの開発並びにソフトウェアライセンスの販売及び販売仲介又は代理に関する

業務

18 その他前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,214 万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約 権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を招集できる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記録又は記載し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第 423 条第 1 項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急

の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記録又は記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 剰余金の配当には利息を付けない。

(附則)

(電子提供措置等に関する経過措置)

- 1 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。